

熊本県収用委員会運営規程

昭和46年 5月 1日委員会規程第1号

平成12年10月 6日委員会規程第1号

平成13年 3月30日委員会規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第59条の規定に基づき、熊本県収用委員会（以下「委員会」という。）の会議その他運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び会長代理の互選)

第2条 法第56条第2項の規定による会長の互選は、委員の2分の1以上の出席による無記名投票の方法により行い、有効投票の最多数を得たものをもって会長とする。

この場合において、得票数の同じ者が2人以上あるときは、くじで定める。

- 2 委員会は、前項の互選について委員中に異議がないときは、指名推せんの方法を用いることができる。
- 3 法第56条第4項の規定による会長の職務を代理する委員（以下「会長代理」という。）の互選は、指名推せんの方法による。
- 4 会長又は会長代理が欠けたときは、すみやかに互選しなければならない。

(会長及び会長代理の任期)

第3条 会長及び会長代理の任期は、当該委員の任期とする。

(会議、審理の開催及び招集)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月25日（その日が土曜日、日曜日、祝祭日に当たるときは、その翌日）に開催する。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。
- 3 臨時会は、会長が必要と認めたとき又は委員から請求があったときに開催するものとする。
- 4 審理の期日は、会議に準じる。
- 5 会長は、会議を招集し又は審理を開催しようとするときは、あらかじめ日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

(委員の欠席通知)

第5条 委員は、病気その他の事由により会議又は審理（以下「会議等」という。）に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

(裁決手続開始の決定の公告)

第6条 法第45条の2の規定による裁決手続開始の決定の公告は、決定した旨のほか次の事項を熊本県公報に登載して行うものとする。

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
- 四 土地所有者の氏名及び住所
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日

(職員)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員会の事務を整理する職員を会議等に出席させ、説明、又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第8条 会長は、会議について次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 委員会の日時及び場所
 - 二 出席委員の氏名
 - 三 議事の概要
 - 四 議事の結果
 - 五 その他主要な事項
- 2 前項の場合において、会長は、特に必要と認めるときは、議事録に出席委員の署名押印を求めることができる。

(会長の専決事項)

第9条 会長は、別表に掲げる事項を専決することができる。

- 2 前項の規定により専決処理した事項については、会長は次回の委員会において、これを報告しなければならない。

(指名委員が複数いる場合の事務処理)

第10条 法第60条の2第1項の規定により委任を受けた指名委員が複数いる場合における事務処理は、当該指名委員の合議によって行う。ただし、審理手続は当該指名委員の合議により指定された委員が指揮する。

(指名委員の報告)

第11条 指名委員は、その委任事項について、書面又は口頭で、裁決（和解を含む。）の会議においてその内容を委員会に報告しなければならない。

(発言の許可)

第12条 審理に出席した者が発言しようとするときは、会長又は審理を指揮する指名委員（以下「会長等」という。）の許可を受けなければならない。

(審理の秩序維持)

第13条 傍聴人は、すべて会長等の指示に従わなければならない。

2 会長等は、審理の秩序を確保するために必要があるときは、傍聴人の数を制限することができる。この場合において、傍聴人は、委員会が発行する傍聴券の交付を受けなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

一 凶器等を携帯した者

二 酒気を帯びた者

三 その他審理の公正を害するおそれがあると認められる者

4 審理に出席する者は、審理の場において、次の行為をしてはならない。

一 会長等の許可を受けないで、写真、映画等を撮影すること。

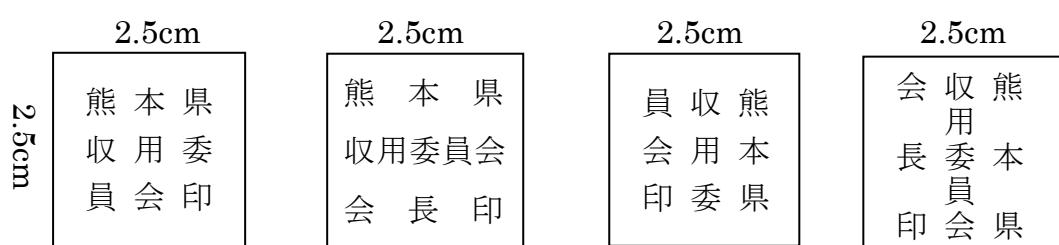
二 会長等の許可を受けないで、放送、録音等をすること。

三 広告物、ビラ、ポスター、立看板その他これに類するものを掲示し、又は展示すること。

四 その他公正な審理の進行を妨げる行為をすること。

(公印)

第14条 委員会における公印は、次のとおりとする。



(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会の議決によって定める。

(附則)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

- 1 法第41条、法第94条第4項（法第124条第2項において準用する場合を含む。）及び法第117条において準用する法第19条の規定による裁決申請書、その添付書類及び確認申請書の欠陥の補正命令の通知及び却下
- 2 法第42条第1項の規定による裁決申請書の写しの送付及び裁決の申請があつた旨の通知
- 3 法第43条（法第47条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定により提出された意見書の受理
- 4 法第44条第2項の規定による裁決申請書の添付書類の補充書類の受理
- 5 法第45条第1項の規定による裁決の申請があつた旨の通知
- 6 法第45条の2の規定による裁決手続の開始を決定した旨の公告及び登記の嘱託
- 7 法第46条第2項の規定による審理の期日及び場所の通知
- 8 法第47条の3第5項で準用する法第19条第1項前段の規定による書類の欠陥の補正命令の通知
- 9 法第47条の4の規定による明渡裁決申立書の写しの送付及び明渡裁決の申立てがあつた旨の通知
- 10 法第50条第2項（法第94条第6項において準用する場合及び法第124条第3項において準用する法第94条第6項において準用する場合を含む。）の規定により提出された和解調書作成の申請書の受理

- 11 法第50条第4項（法第94条第6項において準用する場合及び法第124条第3項において準用する法第94条第6項において準用する場合を含む。）の規定による和解調書の正本の送達
- 12 第65条第3項（法第94条第6項において準用する場合及び法第124条第3項において準用する法第94条第6項において準用する場合を含む。）の規定による身分を示す証票の発行
- 13 法第66条第3項（法第94条第6項及び法第120条において準用する場合並びに法第124条第3項で準用する法第94条第6項において準用する場合を含む。）の規定による裁決書の正本の送達
- 14 法第94条第5項（法第124条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審理の期日及び場所の通知
- 15 法第118条第1項の規定による確認申請書の写しの送付
- 16 法第123条第3項に規定する緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用許可の通知
- 17 法第138条において準用する法各条に規定する事務のうち前各号に掲げる事項に相当する事務の処理
- 18 土地収用法施行令（昭和26年政令第342号。以下「施行令」という。）第1条の9の規定による裁決手続開始の決定の通知
- 19 施行令第1条の10の規定による明渡裁決の申立てがあった旨の通知
- 20 施行令第1条の14の規定による差押えに係る配当機関への通知
- 21 施行令第5条第1項の規定による公示送達
- 22 施行令第6条の3第2項の規定による代理人の数の制限の通知
- 23 土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下「施行規則」という。）第20条第1項の規定による確認証書の交付
- 24 施行規則第22条第2項の規定による支払委託書の送付
- 25 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）の規定に基づく行政文書の開示等に関する決定（重要な行政文書の開示等の決定に関する

ことを除く。)

- 26 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の規定に基づく個人情報の開示、訂正等に関する決定（重要な個人情報の開示、訂正等に関する決定を除く。）
- 27 前各号に掲げるもののほか、事務の内容により専決することが適当であると認められる事項